

開催年月日 平成24年 3月16日（金）
 質問者 公明党 吉井 透 委員
 答 弁 者 食の安全推進監 岡崎 博繁
 食安全推進局長 田邊 隆久
 食品政策課長 板谷 守

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 大雪による農業被害の対策について</p> <p>まず初めに、大雪による農業被害の対策についてお伺いします。</p> <p>この冬の本道は、例年に比べて気温が低く、雪の多い日が続いたことから、日本海側を中心に、局地的な大雪となり、空知管内など一部地域では、観測史上最高の記録的な大雪となっております。</p> <p>このような中、農業の被害については、我が党が、さきに現地調査を行ったところでありますが、岩見沢市など空知管内を中心に、ビニールハウスなどの営農施設が広範囲で被害を受けております。</p> <p>早急な建てかえが必要なケースも多く、我が党の現地調査においては、関係者から、早急な復旧に支援を願いたいなどと、強い要望の声が寄せられたところであります。</p> <p>被害に遭われた農家の方々は、ビニールハウスの復旧などに大きな負担を強いられることから、関係する市町村や農協などが、その対応に努力をされておりますが、道としても、被災農家の営農が円滑に行えるよう、万全な支援策を講じるべきと考えます。</p> <p>既に、昨日、柿木先生、北先生が質問されておりますので、端的にお聞きいたしますが、このたびの大雪による農業被害の状況はどのようになっているのか、また、道として、今後、具体的に、どのような対策を講じられようとしているのか、所見をお伺いします。</p> <p>被害が深刻な状況であります。具体的な支援策は早急に検討するという御答弁にとどまっていると思います。一刻も早い対策に向けて、知事の考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。</p>	<p>(農政部長)</p> <p>大雪による被害の状況と対策についてでございますが、道では、この冬の大雪による、ビニールハウスなどの営農施設の被害につきまして、関係の総合振興局、振興局を通じ、3月8日現在で調査を実施したところでございます。</p> <p>その結果、空知管内を中心に、85市町村から報告があり、被害が見込まれるものも含め、ビニールハウスの倒壊などといった被害が全道で5119棟、このほか、D型ハウスや畜舎などの被害が711棟となっております。</p> <p>また、被害総額は19億3400万円で、このうち、ビニールハウスが6億4100万円となっております。</p> <p>道といたしましては、これまで、農業改良普及センターを通じ、大雪に対応した技術指導などに取り組んできたところでございますが、引き続き、市町村や農協などと一体となって、融雪促進や融雪水の排除、春の農作業の適切な実施などといった指導に取り組むとともに、今回取りまとめた被害状況調査の結果を踏まえ、地元市町村などと連携して、農業者の負担を最小限にとどめることができるよう、具体的な支援策について、早急に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

開催年月日 平成24年 3月16日（金）
 質問者 公明党 吉井 透 委員
 答弁者 食の安全推進監 岡崎 博繁
 食安全推進局長 田邊 隆久
 食品政策課長 板谷 守

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 道産農産物等の販路拡大について 本道においては、冷涼な気候や広大な土地資源を活かし、各地域の特性に応じた新たな技術を導入しながら、安全で良質な農産物を生産しており、我が国で最大の食料供給基地として、大きな役割を発揮してきております。 知事は、道政執行方針の中で、高い食料供給力などの本道の有利性を発揮した拠点形成を全面的に打ち出されておりますけれども、本道農業のなお一層の発展を図るためには、このような農産物の生産振興はもとより、一方で、農作物の加工品を含めた販売面の取組を充実し、安定的な販路を確保することが極めて重要であると考えます。 そこで、以下、伺います。</p> <p>(一) 地産地消の意義について 農産物の販路拡大を考える場合、まずは、地元の消費者や実需者が地元産物を消費するという地産地消の取組が基本になるものと考えます。 地産地消は、安定した販路の確保のみならず、地域独自の食文化の形成や食育の推進にも結びつくなど、生産者・消費者双方に大きなメリットがあると考えます。そこで、道は、地産地消の意義をどのように考えているのか所見を伺います。</p> <p>(二) 地産地消の課題と重点的な取組について 地産地消については、道においても、愛食運動の一環として、普及啓発活動をはじめ、イベントの開催や商談会など、様々な取組が行われているものと承知しております。そこで、地産地消を進めていく上での課題について、どのような認識をお持ちなのか。また、今後、地産地消をなお一層推進するため、どのような重点的な取組を展開されようとしているのか。併せて所見を伺います。</p> <p>(三) 麦チェンの課題と今後の取組について 道においては、品目別の取組として、関係団体とともに、「米チェン」の運動を展開し、道産米の道内食率80%の目標を達成しています。 また、平成21年度からは、食料自給率の低い小麦について、輸入小麦から道産小麦への利用転換を</p>	<p>(食品政策課長) 地産地消の意義についてでございますが、地元でとれます農産物やその加工品を地域の中で消費する地産地消の取組につきましては、食を通じて生産者と消費者の絆を強め、地域内の様々な交流や、地域経済を活性化させるとともに、健康で豊かな食生活の実現、それから輸送に伴う環境汚染、いわゆるフード・マイレージの縮小などにも結びつくと考えております。 また、学校給食におけます地産地消を進めることにより、児童・生徒が郷土に関心を深め、農業など地域の産業について学ぶといった食育の推進にもつながるなど、地産地消の推進につきましては、本道農業の発展や、活力ある地域づくりのみならず、健康で豊かな食生活を実現する上で大変、重要な取組というふうに考えております。</p> <p>(食品政策課長) 地産地消の推進などについてでございますが、道としては、これまで、生産者団体の方、消費者団体などの皆様方と一緒に、愛食運動の推進に努めてきたところでございます。その効果を高めるためには、生産者と消費者が、それぞれの立場から地産地消の意義と役割を十分理解し、自ら積極的に参加して頂くことが大切というふうに考えております。 このようなことから、道では、これまで、毎月第三土曜日、日曜日を「愛食の日」と定めまして、「どんどん食べよう道産DAY」をキャッチフレーズとした家庭での道産食材の利用を促進してきたほか、地元食材を活用したこだわり料理を提供します「北のめぐみ愛食レストラン」を認定するなどして、外食店での地産地消のPRなどに力を入れてきたところでございます。 今後については、こうした家庭や外食などでの取組に加えまして、愛食運動の応援団として、それぞれの地域において自発的に地産地消に取り組んでおります企業やグループの活動などとも連携しまして、本道におけます地産地消の運動をさらに広げてまいりよう進めていく考えでございます。</p> <p>(食の安全推進局長) 「麦チェン」の取組などについてでございますけれども、道では、平成21年度から取り組んでおります道産小麦転換推進事業いわゆる「麦チェン」事業において、「麦チェンネットワーク会議」を設置いたしまして、生産から、加工・流通、消費に至る関係者の協働によりま</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>進める「麦チェン」にも取り組まれていると承知しております。</p> <p>道産小麦の利用の拡大に当たっては、輸入小麦との品質や価格差などの問題もあると聞いておりますが、「麦チェン」を推進する上での課題についてどのように認識をされているのか、またその課題を踏まえて具体的にどのような取り組みを進められようとしているのか、その所見を伺います。</p>	<p>して、生産対策としまして、パン・ラーメン用として需要の高い春まき小麦の生産拡大を推進いたしますとともに、消費・流通対策といたしまして、小麦を活用した地域振興モデルの育成、それから道産小麦を活用した商品を提供する麦チェンサポーター店の認定、さらには、新商品をPRする麦チェンフェスタの開催などによりまして、消費拡大に向けた取組を進めてきたところでございます。</p> <p>こうした中、生産面では、湿害や高温など気象の影響によりまして、予定の生産量が得られなかったことから、病害や障害に強い品種の育成や、安定供給といったことが課題となっております。</p> <p>また、消費・流通面では、道産小麦を活用した商品開発の一層の促進ですとか、新しい商品の認知度を高めることが課題になっているものと考えてございます。</p> <p>このため、今後におきましては、関係者の皆さんと連携をより一層強めまして、生産対策といたしましては、主力品種「きたほなみ」の安定栽培技術の普及定着に取り組みますとともに、これまでの春まき小麦に加えまして、うどん用小麦とブレンドすることによりパン・ラーメンとして利用が期待されます新品種「ゆめちから」の生産拡大に努めることとしてございます。</p> <p>また、消費・流通対策では、麦チェンネットワーク会議の構成員とともにですね、24年産から本格デビューする「ゆめちから」、これの加工業者向けのプレゼンテーションですとか、麦チェンサポーター店を活用いたしました消費者への道産小麦商品のPRの強化に努めまして、この麦チェン運動を加速化してまいりたいと考えてございます。</p>
<p>(四) 道産食品に関する認証制度のPRについて</p> <p>北海道では、道産食品に係る認証・表示制度として、YES!clean表示制度や道産食品独自認証制度、道産食品登録制度などを創設しております。本道で生産される安全・安心で優れた食品の差別化を図り、その販路拡大に向けた取組を進めているものと承知しております。しかし残念ながら、こうした制度については、十分に消費者に浸透していないという声が聞こえております。今後、これらの制度を効果的にPRする方法を十分に検討し、消費者の認知度を高める必要があるものと考えます。道としてどのような取組を展開されていくのか所見を伺います。</p>	<p>(食品政策課長)</p> <p>認証制度などのPRについてでございますが、道では、道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、高いレベルの安全・安心と優れた個性を有します道産食品を認証します「道産食品独自認証制度」、いわゆる、きらりっぶ制度や、YES!clean農産物表示制度などを創設し、こうした制度などを紹介したパンフレットの作成・配布や愛食フェアなどでの各種イベントを活用するなどして、そのPRに努めているところでございます。</p> <p>しかしながら、これらの認証制度を活用する事業者の方、生産集団の方などが伸び悩んでおり、その認知度の向上が大きな課題というふうになっております。</p> <p>このため、道としては、関係団体等との連携を強め、事業者等に対する認証登録の働きかけを積極的に推進するとともに、集客効果の高い「大通公園」などで開催されるイベントや、新たに整備されました「札幌駅前通り地下広場」を活用したプロモーション活動などを行うこととしております。</p> <p>また、道産食材にこだわった料理を提供いたします「愛食レストラン」での活用促進や、大手量販店での売り場での販売活動、お歳暮時等のギフト商品としての取扱拡大に向けた働きかけなど、工夫を凝らしたPR活動を推進し、これら認証制度の浸透と知名度の向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>(五) 原料原産地表示の取組について</p> <p>消費者が店頭などで道産食品を選択する上では、加工食品の原料が北海道産であることを適切に情報提供することが不可欠であります。JASで原料原産地の表示が義務づけられている加工食品は、4品目と22食品群と、極めて限定的なものになっておりますが、良質な道産農産物を原料とする道産食品については、原産地の表示を積極的に進める必要があるものと考えます。</p> <p>そこで、道としてはどのように取り組まれようとしているのか所見を伺います。</p>	<p>(食品政策課長)</p> <p>原料・原産地表示についてでございますが、食品における原料原産地などの表示は、消費者が安全・安心な食品を選択する際の判断材料として大切であり、できるだけ詳しい情報を提供することが、食品に対する信頼確保、それから地産地消の推進を図る上で、重要なことと考えております。</p> <p>このようなことから、道では、平成17年度に、道産農産物等を主原料に使用するとともに、道内で加工・製造され、適正な原産地表示をしております食品を登録する「道産食品登録制度」を創設するなどして、消費者の商品選択と道産ブランドの信頼確保に努めてきたところ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 農産物の道外への移出について 本道の食糧自給率が約200%と高い水準にある中で、道産農産物の販路を拡大していくためには、首都圏など道外の大消費地への円滑な販売を促進していくことが極めて重要であります。 そこで主な農産物の道外への移出の状況と課題についてどのような認識をお持ちなのか、また、道外への移出をなお一層推進するため道としてどのように取り組まれようとしているのか、所見をお伺いします。</p> <p>(七) 戦略的な取組について 道産農産物等の販路拡大については、地元や道内への販売や大消費地を含む道外への販売に加え、海外への輸出も含めた様々なターゲットごとに、戦略的な取組を進めていくことが重要と考えます。特に、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、クリーン農業や有機農業などを推進し、安全な農産物の生産に取り組んでいる本道においては、これらの点について十分アピールしながら、新たな販路を積極的に確保していく必要があると考えます。 そこで、道産農産物等の販路拡大に向けて、今後道としてどのような戦略的取組を行おうとしているのか所見をお伺いします。</p> <p>食については、知事が戦略的にとらえて、食産業立国の推進に最優先で取り組むと強調をされており 御答弁いろいろ頂きましたが、農政部には期待をしております、しっかりとした取組を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。</p>	<p>でございます。 また、国に対しては、これまでも原料原産地表示の対象品目の拡大について、提案をしてきたところでございまして、しかしながらその実現には至っておらないところでございます。道としては、消費者の皆様にとって、道産農産物を原料にした良質な加工食品が選択しやすくなるよう、今後とも、原料原産地表示の拡充について、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>(食品政策課長) 農産物の道外への移出についてでございますが、本道の農産物については、米や小麦、野菜、乳製品では、6割から9割程度が道外へ移出されております、またその大半は、関東や東海、近畿地域などの大都市に出荷されているところでございます。 こうした道産農産物の移出に当たりましては、道外の実需者から、安定的かつ計画的に出荷することが求められており、出荷期間の拡大や鮮度の保持、輸送過程での温度管理などが、課題というふうに認識しております。 このため、道では、国の補助事業などを活用しながら、地域におけます雪氷冷熱を利用した低コストな貯蔵施設の整備や、シャーベット状の氷を利用した鮮度保持技術の導入、さらに産地から消費地まで一貫して低温状態を保つコールドチェーン方式の構築などに対して支援に努めているところでございます。 今後、道産農産物を道外の消費地に向けて、安定的・計画的に供給していくためには、このような生産・流通施設などの整備を進めていくことが重要であることから、産地における施設整備に対する支援の充実・強化などについて、国に提案してまいる考えでございます。</p> <p>(食の安全推進監) 道産農産物の販路拡大に関し今後の道の取組についてでございますが、道といたしましては、これまで道産農産物の販路拡大に向けて、道内では、生産者団体や消費者団体の皆様と「愛食道民会議」を設立し、地産地消や食育などを総合的に推進いたします「愛食運動」を積極的に展開いたしますとともに、道外対策といたしまして、流通業者や実需者との商談会の開催や首都圏等での「観光と物産展」、「北海道どさんこプラザ」でのPR活動を通じまして、食の北海道ブランドの確立に向けた取組を進めてきたところでございます。 また、海外への輸出促進に関しましては、生産者団体などと協議会を設置し、香港や台湾などの東アジア地域を対象に、北海道食品フェアの開催や現地バイヤーの招へいなどに取り組んできたところでございます。 こうした中、道内におきましては、米チェンや麦チェンなどの動きが活発化いたしますとともに、道外では、新しい北海道米の「ゆめびりか」が話題となっているほか、輸出におきましても、香港や台湾で「LL牛乳」や「ながいも」などが定番商品化するなど、一定の効果が見られておりますが、食の安全・安心に対する消費者意識の高まりや、景気・経済の動向、さらには国際化の進展といった時代の潮流を踏まえ、これまで以上に戦略的な販路拡大に努めていくことが重要と考えております。 このため、道といたしましては、関係機関・団体の皆様方との連携のもと、クリーン農業の取組など安全・安心な道産農産物づくりを進め、消費者の皆様方にしっかりとアピールいたしますとともに、北海道米や道産小麦などの知名度アップによる、道外での需要拡大を推進していくほか、海外に向けましては、道産農産物の安全性のPRをしっかりとこなうことはもとより、国や地域別に、輸出拡大が期待される品目など、ターゲットを明確にした活動を展開するなど、道産農産物の販路拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>